

# 防火対象物点検報告のながれ

 <p>点検業者を選ぶ</p>	 <p>点検業者に点検金額を確認して、点検依頼する</p>	 <p>練馬区〇町×-△にある〇×ビル3Fのレストランですが、「防火対象物点検報告」というのをやりたいんですけど...?</p> <p>わかりました! 〇月×日に本店に点検にうかがいます!!</p>	
 <p>点検に来ました</p> <p>点検日</p>	 <p>法令に基づいた点検項目をチェックしていきます。</p>	 <p>消防関係の書類はコレです。</p> <p>書類OKですね!</p>	 <p>消防関係書類、防火管理者、消防計画、火の元の管理などをチェックされる</p>
 <p>点検結果を報告様式にまとめて後日お届けします!</p> <p>点検終了</p>	 <p>「防火対象物点検報告書」がまとめられ、手元に届く</p> <p>後日...</p>	 <p>内容をよく確認する</p>	 <p>所定の位置に押印する</p>
 <p>練馬消防署</p> <p>消防署に正・副2通を持って届出する。</p>	<p>★消防署への点検報告書届出は、自分でやる場合と、業者が持って行ってくれる場合とあります。業者によって異なりますので、よく確認してください。</p>	 <p>副本を大切に保管する</p>	<p>防火対象物点検報告の流れはこれで終わりです。</p>

※ この「防火対象物点検報告」は毎年1回やらなくてはなりません。毎年の点検の各チェック項目が全て「不備なし」で3年間連続してきちんと届け出がなされた場合、「防火対象物点検報告特例認定」の申請をすることができます。特例認定を受けると、向こう3年間防火対象物点検報告の義務が免除されます。